

令和2年度山梨県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール開催要項

1 趣 旨

各地域におけるスポーツ少年団活動の中心となるリーダーの養成を行い、団活動の活発化を図るとともに、将来におけるスポーツ少年団指導者確保の一助とする。

2 主 催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団
公益財団法人山梨県スポーツ協会山梨県スポーツ少年団

3 協 力

山梨県スポーツ少年団リーダーズクラブ

4 期 日

令和2年11月21日（土）・22日（日） 2日間

受付時間：（1日目）9時00分から （2日目）8時30分から

受付場所：緑が丘スポーツ公園スポーツ会館

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、急遽中止となる場合もあります。中止となった際には本協会 HPにてお知らせいたしますので、前日までにご確認ください。

5 会 場

緑が丘スポーツ公園体育館・スポーツ会館

（体育館） 〒400-0008 甲府市緑が丘 2-8-2 TEL：055-253-1906

（スポーツ会館） 〒400-0001 甲府市和田町 2564 TEL：055-253-1415

6 参加人数

小学校5年生以上、中学生3年生までの25名とする。なお、定員10名に達しない場合は中止とします。

※定員に満たない場合については、すでにジュニア・リーダーを取得した者の参加も認める。

7 参加資格

下記の条件を満たすもので、市町村スポーツ少年団本部長の推薦する者。

- （1）令和2年度山梨県スポーツ少年団登録団員で、所属単位団代表指導者の推薦する者。
- （2）集団生活に際し、規則正しい行動のとれる者。
- （3）保護者の承諾を得た者。
- （4）リーダー活動に意欲があり、積極的に活動に参加できる者。

8 内 容

【講義】・スポーツ少年団とは 【活動プログラム】・野外活動
・リーダーの役割と仕事 ・スポーツ活動
・安全の知識 ・レクリエーション活動
・リーダー会とは

【レポート課題】

新型コロナウイルス感染予防の観点から、宿泊研修ができないため、プログラム実施不足時間分を事前及び事後レポート課題の提出にて補填する。

なお、事前レポート課題は参加決定時に通知し参加当日に提出すること。事後レポートは提出期限までに事務局へ郵送すること。

9 日 程

別紙日程表による。

10 参加料

1人2,000円

※当日、受付時に徴収する。その際に事前レポート及び保護者の同意書を提出する。

11 携行品

(1) 筆記用具

(2) 野外活動並びにスポーツ活動のできる服装

(トレーニングウェア上下、雨具、防寒着、タオル、帽子等)

※必須ではないが腕時計を着用することが望ましい。

(3) 運動靴(体育館用)、下足袋

(4) 水筒

(5) 健康保険証の写し、マスク

※その他、各自必要と思われる物を御持参ください。

12 申込方法

(1) 参加希望者は、各市町村スポーツ少年団宛に申込を行う。

(2) 各市町村スポーツ少年団は、参加希望をとりまとめ、下記申込先へ申し込む。

(3) 先着順に受付を行い、定員(25名)になり次第締切とする。

(4) 参加希望者はスクール参加2週間前から体温及び健康状態の記録をしてください。なお、参加が決定した者には健康チェックシートを後日送付します。

(5) 申込期限 令和2年11月9日(月)

(6) 申 込 先 公益財団法人山梨県スポーツ協会山梨県スポーツ少年団事務局

〒400-0836 甲府市小瀬町 840

TEL 055-243-8588 担当：武田

Eメール m-takeda@sports.pref.yamanashi.jp

13 資格認定

全課程修了し、事後レポートを期限までに提出した者には、日本スポーツ少年団リーダー制度に基づき「ジュニア・リーダー」の資格認定を行い、認定証とワッペンを交付する。

14 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する注意事項

(1) 当スクールは、本協会「スポーツイベント開催にあたっての感染拡大予防ガイドライン」に基づき開催いたします。

(2) 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑わ

れる方がいる場合、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は該当在住者との濃厚接触がある場合等は参加をお控えください。

- (3) マスクを持参してください。スポーツ活動中以外（受講受付、講義中、移動中休憩中等）はマスクを着用してください
- (4) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行ってください。
- (5) 万が一、スクール終了後 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、本協会に対して速やかに報告してください。

15 その他

- (1) スクール中は、主催者が参加者全員を被保険者として傷害保険に加入する。
- (2) 参加者はスクール中全日程に参加し、早退その他の自由行動は認めない。
ただし、体調の様子によっては帰宅させることもある。
- (3) 食事については、スクール 1 日目の昼食及び 2 日目の昼食を主催者が準備する。
アレルギー等の有無に関しては、参加申込用紙に詳細等を記載すること。
- (4) 持ち物には必ず所属単位団名や氏名を記入し、貴重品等は各自で責任をもって管理すること。
- (5) スクール中の携帯電話の使用は原則として認めません。緊急時には本部あてにご連絡ください。
- (6) 会場までと会場からの引率は指導者、保護者の責任において行うものとする。